



き大野議員の（股質問）にありました児童公園——現在、ご承知のように自転車ゲームで子供が自転車であつたところ兼り回して交通事故の危険があるわけです。そんなところあると子供が横から飛び出したら救急車で運ばれたら、子供に交通規則をどうのこうのといふのも無理で、結局運転手さんは気の毒ですが、除行才注意というレッテルをばうれてしましますが、こういうふうな事故がなぜ起きるのか。——結局空地が少ないのです。先ほど大野議員の語りで地えで土地を見つてくれ、見つければどうのこうのと、そんな答弁はあるものでは。それについてどうも一應のもつもの、市民が要望してゐるもの、ならば私も要求します。市民がどうしても体育館をほしいという要望があるならばいいけれども、へた四名の議員の中でそういうことを申しあげた人は一人もいないと心うのです。市長、体育館をいつつくるといふんだというふうなへ股質問が来たことを私は聞いたことがない。民意を反映してないんです。そういうことを心にのりて今後やうにいたさないとかように考えます。



なごんなに早くやらなければいけないという股質問です。それと「阪神市民文化スポーツセンター」と書いてありますが、これをなぜ「阪神市民体育館」に変えたのか。○市長（石川常太郎君） 答へてあげます。

名前が変更したのは都に任せまして「文化」と「体育」を二つ並べると起債がつきにくいということでごまいして、都の指示により名前を変えた次第でございます。

それがつたにいまお話しはごもつともと思うわけですが、市にはいろいろやるべきことが非常に多いわけでございます。私も非常に迷う次第でございますけれども、大きなものというものはほとんど心に切つて始めません、いろいろなことを充ててはなかなかできません。と先きへいってしまうというふうに判断をしたわけでございます。

それからどうしてスポーツ関係を先にやったかということでございますが、これは都の行政課にも聞きました。図書館が先か、市民会館か、文化スポーツセンターかということでもりまいたが、やはり市の行政

政といへばただいまの公害問題、交通問題と関連して行政的にはやはりスポーツ関係をやって市民を指導することが一歩必要かどうか、これは行政かどうかという指導をされたわけでございますが、私としてはやはりきておりまして、いろいろと計算いたしまして先ほども申しあげました八万人ぐらいの一年間の使用者がいたろうという予定を、ソババンをはいったわけでございます。せんえん市長の会議でございますが、ふく県新南陽市では何事においても市民体育館ということ、新南陽市においても同年も前でございますが、あらゆる施設の前にスポーツの体育館をつくりまして非常にいいことをしたということ、そして後にはだんだんと施設をつくらせてしまったということでございます。一番初めに体育館をつくらせたということを知りたけりまして、先だとも市長にその後のことを尋ねたわけでございますが、やはり体育館を一番初めにつくらせて非常によかったという話でございます。行政といたしましては、今の交通問題、あるいは青年の精神の問題等からまいります、現在の行政といへばやはり精

神面から見て、体育館というものは一番優先するかどうかという問題は指導を申しまして、指示も受けて、私もその決心をしたわけでございます。また先ほども申しあげたばかりの希望者もいるわけでございますし、またそのように指導をしなければいけないということだと思います。

○大番（高波忠君） 基本的には賛成なんです。ですからこれだけの大きなものを一つに作るだけの福生が豊かなんです。それからほかの面にも一つはいんぎんを置いてみれば遊む場はない、また市長は市庁舎と、つくるに必要の費用が安いかどうか、道路をつくらなくて、年々には高くなるので、これはやはりもう少し児童遊園地というように面にも力を入れた方がいいと思います。

○市長（石川常太郎君） 先ほども申しましたけれども、競輪収入はなるほど一般会館に繰り入れてございます。なるべく普通の牙入でござい、ものにあらして人々という指導方針がございます。そういう

ようは指導方針に基きまして普通ではなかむきはいものを
やうせいただきたいというふうに考えたわけですが。

○一審（委員井澤次郎君） 差し返すようにしたいことに申しわけな
いども、その点は理事長の答弁は求めませんが希望を申しあげ
ます。

先ほど磯野議員からもすでに質問されて回答がありました
けれども、いま少し理事長側で意見の統一をいれなくてはなら
ないのではいかとつくづく感じましたので……

即後は先ほど来年度の幼児教育費の補助までも決定したように
来年度は八百四十万円とあるというふうにはつきりした答弁をい
ますし、この後において今度は又児童を対象にして又百円とい
うは話も出てくるのに対して、市長は、来年度は今年のようなことも
考えろというようにどうも意見統一ができていないようで、これはた
また他市町村から聞かされてもよことに思われたい。現況だと思
いますので、いま少し意見統一をいれたい答弁をいともううように希
望を申しあげておきます。

兄水からいって、ふさは問題でまことに申しわけございませんけれども、

先ほどご議決になりました議案が又一方の中であつたの非
常勤の職員の使用弁償等の改正が行なわれておりますが、
今回の補正予算を見ますと選挙管理委員会、固定資産
評価審査委員会、都市計画審議会、表紙審査委員
会等この補正予算で款項目が出てくるにわかめずこうしたもの
の報酬の補正予算がなされておられるということは当初予算にあ
りて過大にこれを計上してあるからここで補正しなくてはいいものか
あるいは財源の関係でこれが今回出さなければならぬものか、担当課長か
ら一つお答えをお願いいたします。

○企画調査室主幹（矢野国利君） ただいまのご質問には答えいたしま
す。

この人件費につきまして現在載っております関係につきましても、
当初日当で計画されておりましたものを月額というふうな形に
なりまして、当初はもつと会議を行なうという考えも担当課に
あつたのではないかと、そういう関係で今回の補正をいれたいというふうな

ありむす。以上でございます。

○一番（貫井喜代次君）選挙管理委員会の関係は月額で納付で
するんですけれども、そのほかの固定資産評価審査（委員会とか
都市計画審査議会、表参審査委員会というふうなものは依
然として月額であります。これは承するとするならば、先ほど
説明のあったとおり当初にあつて過大な——過大だと申しあげると失
礼かも知れませんが、その審査計上が必要でなかつたというふうな
取れると聞いています。こういうふうな点——過大でなかつたか、先
ほどの説明では委員会が予定より少なかつた、それでは今後の見通
しとして計上はくてもいいんだというふうに取り決めたんですが、そのと
りであるかどうかいま一回お願いいたします。

○企画調査室長（奥田利君）再度お答え申しあげますが、確かに
月額のものではあつたと思ひますが、現在の月額のものについてもやはり
そういう当初の額をだいた見込んでいたことは事実だと聞いています。
今回の報酬改定によつて厳密に費用、日当等を勘案いたしま
して、各担当課におきまして財政をかなり絞つておりますので、

福生市議会



そういう関係ではかなり（ばい）の線を出したということ、いままでの当初
予算で間に合つたのではなかつたというふうな考えであります。（了解
と呼ぶ者あり）

○議長（木次郎男君）以上で質疑を終ります。

○ナ（伊東中心次郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が六次案については三席任委
員会および沼津市民体育館建設特別委員会に付託し、
審査（せしめられ）んことを決めます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（木次郎男君）おわかりいたします。ただいま伊東中心次郎君か
う所定の賛成者を得て、本議会は三席任委員会および沼津市
民体育館建設特別委員会に付託し、審査（せしめられ）たい
この動議が提出されましたが本動議のとおり決するにご異議
ありませんか。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（木次郎男君）ご異議なしと認めます。よつて議案が六次案

議六十九 議七十一 議七十二 議七十三 議六十六 議六十七 議六十八

市は、市常任委員会および政務市民体育館建設特別委員会に付託することに決定いたしました。

議長（永次性男君）暫時休憩いたします。

午後九時四十分 休憩

午後十時一分 開議

議長（永次性男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日課中十九議案第六十六号昭和四十六年度福山市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

朗読を省略して本案について提案理由の説明を求めます。

市民課長 森田武君

（市民課長 森田武君登壇）

○市民課長（森田武君）ご指名によりまして議案第六十六号昭和四十六年度福山市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の説明を申しあげます。

（ページを開き願います。） 第一号のとおり第八号出水は、三百五十万円を追加し、第八号出水予算の総額を一億八千二百八十八万三千円と定めるもので、その内容といたしましては、行政諸費の増加補正と見出しに対する財源の補正等でございます。

まず第八号の国民健康保険料百五十万四千円は、当初予算では概算算定額で保険料を賦課してございましたが、所得額の改訂により概算算定した保険料との差額を、これは自然増収分をここに計上したわけでございます。

第二号の国庫支出金二百五十万五千円の補正内訳は、一の国庫負担金二百三十万五千円については医療諸費の増額等による国庫負担金であり、国庫補助金の十九万九千円は六丁件に対する助産費の補助金であります。合計いたしました。

国庫支出金は九千六百九十四万四千円となるわけであります。次に、第五号の繰越金八百六十九万五千円は前年度からの繰越金で、

合計いたしすといふ一ヶ四ヶ五ヶ五ヶ四ヶの繰り越さるわけでございますが、これは(国庫負担金)あるのは都の補助金の返還分が百ヶ五ヶ五ヶ四ヶ入るわけでございますので、実質的には九百ヶ五ヶ五ヶ四ヶ繰り越額に当たるわけでございます。

又入合計いたしまして一億八ヶ百ヶ八ヶ五ヶ五ヶ四ヶの合計に当たるわけでございます。

次に支出のほうはお八ヶ五ヶ五ヶ四ヶの繰り越額一ヶ百七ヶ九ヶ七ヶ四ヶのうち、警察諸費の補正額として一ヶ百七ヶ七ヶ四ヶで計といたしましては一億六ヶ六ヶ六ヶ四ヶ四ヶが各医療機関に支払うべき費用で、総額の約九ヶ〇%程度を占めておるわけでございます。四ヶ五ヶ五ヶ五ヶ五ヶとくらべ約一八%の伸びを見込んで補正したのでございますが、新聞紙上等でも承知のとおり医療費の増大あるは人件費のスライド別で改訂されますと国庫にも相当の影響があるわけでございます。今後の国庫の運営にも財政的には非常にふずかしくなると思われます。次に即産費は一人一ヶ五ヶ五ヶ五ヶで計八ヶ八ヶ八ヶ五ヶ、次に育児諸費

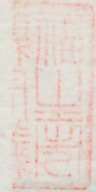
一ヶ五ヶ五ヶ五ヶの六ヶ五ヶ五ヶで計八ヶ七ヶ六ヶ五ヶとなるわけでございます。保険給付費の合計いたしましては一億六ヶ六ヶ六ヶ九ヶ一ヶ五ヶとなるわけでございます。

次に諸支出金百ヶ三ヶ五ヶ五ヶ四ヶは、国、都への負担金または補助金を返還する金でございます。これは四ヶ五ヶ五ヶ五ヶの補助金の交付金が一ヶ六ヶ五ヶと余分に交付されておりますので今年度にはこれを精算するために返還するわけでございます。

なお、支出のうち国民健康保険の改正の中には国庫運営協議会の特別職の委員さんも九人分はまゐっておりますが、先ほどの報酬の改正によりまして増額されるはずでございますが、四ヶ四ヶの回数などを見ましてまだカバーできると推定されますので今回の補正には計上しなかったわけでございます。

以上は一ヶ五ヶ五ヶ五ヶでございますが、よろしくご審議ください。可決くださるようお願いいたします。

議長(末次慎男君) 以上で提案理由の説明は終了しました。これより本会に対する質疑を所いたします。



(「同書」に「しゝと呼ぶ者あり」)

議長（米次郎男君）以上で質疑を終ります

○ ㄱ (伊東中心次郎君) この際勸議を提出いたします。

たゞいま議題となつております議案が六十六号については屢々來
員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長（米次性男君）おはかりいたします。

ただいま伊東忠次郎君から

所定の賛成者を得て、本案は原案を賛成に引託し、審査せしめられたいとの勅議が提出されましたが、本勅議のとおり決するにご異議ありませんか。

(「買議なし」と呼ぶ者あり)

議長（米次郎男君）　ご異議なしと御心めます。　よつて議案が六十
号は原案委員会に付託することに決定いたしました。

議長（米次性男君）
日強中議案第六十七号昭和四十六年度福生

市福生郡市訂画福生土地区画整理事業会訂補正了

算(方)号)を議題といたします。

朗読を省略して、本条に於て提案理由の説明を求めます。

都市計画課長浅見裕康君

(都市計畫課長 淺見裕康君登壇)

○ 都市計画課長（浅見裕康君）
ご指名をいただきまして、この会議席

才六十七号昭和四十六年度福生市福生郡市町会福生土地地区画
 整理事業会計補正予算（才一号）につきまゝして、その概要を
 ご説明申しあげたいと思ひます。

ページを削減したみたいです。今回補正しようとする額は一千七百三万圓でございます。八千六百五十八万圓としようとするものでございます。

次に補正内容についてページを附属をいたさたいと思います。

才入につきてまゝでは本算帳書に記載のとおり財源はすべて繰越金でございます。当初にとりあえず百万円計上となりまして、今回一ヶ七百三万円を追加補正いたしまして一千八百三万円としようとするものでございます。

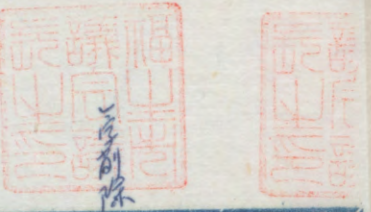
次に示すにござりまする。説明申しあがります。

カ一額の総務費におきましては、これは人事費の關係で今後
かようになうという金額を減額補正いたしました。合計いたしまし
て四百二十四万三千円と定めようとするものでござります。

事業費につきまして今回一千九百八十八万六千六円を追加補正い
たしまして一億七千三百九十九万九千円と相なるわけにござります。市
カ一頃の如美平地区事業費におきましては、市にいたしまして、秘
転補償費の關係に予算計上しております。カ一頃の如美平地区
原地区事業費におきましては、地区内現道補修を云々いたし
まして七千九百八十八円を計上しております。したがつて、事業費
といたしまして今回一千九百八十八万六千六円を追加補正いたしまして
一億七千三百九十九万九千円としようとするものでござります。

カ三額の諸支出金におきまして、今回新たに百六十七万九千円を
追加補正しております。これは前年度に終了いたしました武蔵
野台工地区画整理事業に關係いたします。換地の精算
關係にござります。六月と七月に精算金の交付をしております。

福生市議会



ます關係で、七月以降に入りました金額をそのまま繰越金
として繰り越しておりますので、これを今回の補正によりまして百六十
七万九千円を追加補正いたしまして六百六十七万九千円といたしまし
て、これを七月に各種福利者の皆さまへ交付しようとするものでござ
ります。

しめて百八十八万八千六百八十八円と相なるわけにござ
ります。

非常に難ばくでございますが以上をもちまして説明にかえさせ
いただきます。

何とぞ慎重に審議のうえ原案とおりご決定くださるようお
願いたします。説明にかえさせていただきます。

議長（末次慎男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。
これより本原案に対する質疑をを行います。
(要議なしと呼ぶ者あり)

議長（末次慎男君） 以上で質疑を終ります。
ア（香）伊東中次郎君、この際動議を提出いたします。

議六十九
議七十
議七十一
議七十二
議七十三
議七十四
議七十五
議六十八

ただいま議題となっております議案第六十七号については建設委員会に付託し、審査せしめようことと望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(米次慎男君) おはかりいたします。ただいま伊東中心次郎君か

う所定の賛成者を得て、本原は建設委員会に付託し、審査せしめられたいと御議決が提出されましたが本御議決のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(米次慎男君) ご異議なしと認めます。よって議案第六十七号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長(米次慎男君) 日議第六十八号議案第六十八号昭和四十六年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。御議決を省略して本原について提案理由の説明を求めます。

水道課長上野重勝君
(水道課長上野重勝君登壇)

福生市議会

水道課長(上野重勝君) 議案第六十八号昭和四十六年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)につきまして提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本予算は一般会計でも説明いたしましたように、人件費の補正百六十八万四千円をはじめとして動力費、修繕費、その他営業費用において若干の補正を行なった次でございします。

総則について説明申し上げます。

第一條におきましては建設改良費、これは第四期拡張事業費でございします。従来一億六百万六千円にございしたものを人件費増加分四千六千円をプラスいたしました一億六百万四千六千円にしようとするものでございます。

次に第二條におきましては収益的収入及び支出についての規定でございします。今回の補正額が収入面にございまして四百万円にございまして、その内訳をいたしましては水道料金が三百万円、皮取利息、これは預金利息にございします。これを百万円加えまして、合計して四百万円を補正しようとするものでございます。

支出におきましては、総額四百一十六万四千円でございます。内訳は、営業費用において四百五十七万一千円、これは動力費百二十万、修繕費二百七十四万五千円、その他業務費、総係費等の人件費、見水より減価償却費におきまして精算の結果百一十九万九千円の減額でございます。合計せまして四百五十七万一千円の補正でございます。なお営業外費用におきまして四百六十五万五千円は、公債の利息の減額でございます。

第四条におきましては、資本的収入及び支出でございますが、収入におきましては変更ございませんが、先ほど説明申し上げましたように支出におきまして人件費四万三千円を増額しようとするものでございます。この結果資本的収支の不足分三千九百七十一万五千円につきましては、当年度損益勘定留保資金六千六百一十二万、建設改良積立金から九百六十一万五千円を補てんしようとするものでございます。

次に、第五条におきましては、議会の議決を経なければならぬ経費について、職員給与費が規定してございするが、こ

れも職員の給与費の増加にもなっており、四千七百九十九万四千円に増額しようとするものでございます。

第六条におきましては、たな卸資産の購入限度額の規定でございますが、揚水機の購入費百一十九万一千円が増加いたしますので、総額を七百六十八万八千円に改めようとするものでございます。

なお、以下につきましては重複いたしますので説明を省略させていただきます。

簡単でございますが提案理由の説明といたします。

議長（末次隆男君）　又、ご提案理由の説明は終了しました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次隆男君）　以上で質疑を終ります。

○（審）（伊東中心次郎君）　この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十八号は、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

